



Asosiasi  
Penyelenggara  
Pemagangan  
Indonesia



2022年5月現在の「介護分野特定技能外国人」  
インドネシアでの募集状況や対象人材の教育環境等

# プロフィール

- 日本の介護関連事業者の皆様、始めまして、私は、ヤディ・スリヤディと申します。 ヤディと呼んでください。
- 私は、約14年前、技能実習生として日本の牧場で1年間実習を行い、日本の文化や慣習や人間性に惹かれ、インドネシアに帰国後、数年して技能実習生送出機関 LPPR を設立し、その後、順調に事業を拡大しつつ、現在は特定技能外国人取次機関である PT. MULTI LINTAS BUANA RAYA の代表者となり、また、現在に至るまで実習生の失踪者などを全く出さずに非常に堅実な教育方針や来日後の管理方法の実績を評価され、インドネシア労働省、インドネシア海外労働者派遣保護庁より、インドネシア海外労働者サービス協会「APJATI」の日本担当統括責任者を任命されております。
- インドネシアでは、日本のみならず、ヨーロッパや中東、オーストラリアやカナダ、台湾 等、多様な国々へ各々の国の定めた制度に則り、労働者を派遣しており、その派遣サービス業務を監理する団体がインドネシア海外労働者サービス協会「APJATI」です。
- ヨーロッパエリア、中東エリア等、エリア毎に統括責任者が任命されており、各々の国々の各種制度や法律に合わせた労働者の派遣及び監理業務を司っております。
- 私の場合、日本大好きで日本にべったりですので、多分、現在のインドネシア労働省内で 日本の制度に一番詳しいのは私だと思っております。
- このような背景の下、私が「介護分野特定技能外国人」をインドネシアではどのように募集し、教育し、送り出していくのか？を解説させていただきます。
- 前置きが長くなりましたが、進めてまいりますので、ご清聴の程、よろしくお願い申し上げます。

# 人材募集

では、まず第一にどのような人材を募集するのかについてです。

- 介護分野の人材につきましては、ほぼ、全ての人材がインドネシアの看護大学3年制又は4年制の卒業者が対象となっております。しかし、最近高校卒業程度の人材は、介護分野の実習生並びに特定技能生への応募は多くて、募集対象者にもなると思いますが、課題としては介護知識はないので、日本語以外は介護に関する教育が必要になります。そのために、わが社の教育センターでは日本語教育だけでなく、介護日本語や介護基礎知識も行っております。

# 人材教育

次に、日本語教育や介護の教育についてです。

- こちら特定技能外国人を目指す人材の恐育機関として「ISO インドネシア」という半官半民の教育施設を2020年よりインドネシア労働省では進めております。
- 現在は5施設、合計で1500名程の収容が可能な教育施設で、全員が入寮し、日本語やそれぞれの分野の特定技能試験に向けた恐育を受講しています。
- もちろん、介護分野も行っており、：現在の介護分野の受講生は合計で200名程度となっております。
- もし、人材募集が確定しましたら、まずは、既に特定技能試験に合格した者、次いで、この「ISO インドネシア」での成績順で、次回試験に合格しそうな人材というような順番でのご案内になると存じます。
- 私、ヤディは「ISO インドネシア」ではシニアマネージャーを拝命し、教育内容や教育方法等の指導を行っております。
- （これはスラバヤの施設で300人の収容が出来ます、ここでは介護と食品加工の人材が現在研修中です、とかでお願いします）。
- 具体的な教育の内容につきましては、次の講義でヨヨックよりご説明させていただきます。

# 特定技能の送り出し

最後に、特定技能外国人の送り出しについてです。

- インドネシア労働省では、海外労働者の派遣について厳密な法制度が運用されており、「海外労働者派遣事業許可」を取得していない事業者が、インドネシア国外に労働者を送り出すことは出来ません。
- 技能実習生の場合、あくまでもインターンシップ扱いであり、労働者とは扱いが違うので、技能実習生送り出し機関は「海外労働者派遣事業許可」を持っていなくても技能実習生の送出機関の許可を取れば、送り出しは可能です。
- ですが、送出機関の許可だけでは特定技能外国人の取次を行う事は出来ません。
- 実は、現在インドネシアの技能実習生送出機関の中で、「海外労働者派遣事業許可」を同時に取得している団体は一つもありません。
- つまり、技能実習生送出機関に特定技能外国人の取次を依頼しても、実務を行う事は出来ない、という状態です。
- 私、ヤディは特定技能取次機関として技能実習生送出機関とは別の法人 PT.MULTI LINTAS BUANA RAYA を準備し、「海外労働者派遣事業許可」を所持し、合法的に特定技能外国人を日本へ取り次ぐ事が出来ます。
- また、PT.MULTI LINTAS BUANA RAYA は既に日本営業所を設置、登記しており、埼玉県草加市にて、諸々の案件のインドネシアとの取次や、海外送金をご負担となる事業者様の送金窓口としての業務を開始しております。
- 是非、ご不明な点や、詳しく説明してほしい事などございましたら、日本営業所の方へご相談くださいませ。
- 最後になりますが、現在、私共の手配で、日本国内で活躍中のインドネシア人材は、技能実習生が概ね700名、特定技能外国人が150名程度です。
- 現在、コロナで来日が遅延していた人材が猛烈な勢いで来日中です。
- 現在まで失踪者などを出していない事は述べましたが、今後もしっかりと継続し、企業様の信頼を得られるよう、努力してまいります。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。